

本日の説明事項（ポイント）

【(公財)介護労働安定センターとの連携】

- 新規事業所等に対して説明会を行う際、介護労働安定センター都道府県支部(所)からの説明時間の提供。
(離職率を低下させ、職場定着を図るためのノウハウ等を含む雇用管理改善の相談援助に関する内容の説明及び利用勧奨)
- 新規開業事業所リストの提供。
- 「雇用管理改善チェックリスト(CHECK&D025)」の配布機会の提供。

【職場定着支援助成金】

- 介護事業主や介護関係団体等への制度(※)周知(リーフレット配布)による活用促進への協力について。

(※「介護福祉機器助成コース」及び「介護労働者雇用管理制度助成コース」)

(※平成30年度から、職場定着支援助成金は、人材確保等支援助成金(仮称)に名称変更となる予定)

(公財)介護労働安定センターの概要

設立、組織・予算等

1 **設立年月日** 平成4年4月1日

2 **厚生労働大臣の指定** 平成4年7月1日

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成4年法律第63号)第15条に基づき、介護労働安定センターとして指定を受ける。

3 **組織と予算**

(1)組織 (平成28年7月1日現在)

(本部) 東京都荒川区 (支部) 47都道府県

役員 13人 (常勤は理事長のみ、全て民間出身)、職員 292人(うち常勤285人(うち国家公務員OB10人))

(2)平成28年度予算 (総額 2,808百万円)

内訳:国庫交付金 1,658百万円、会費収入 50百万円、事業収入 1,100百万円

雇用管理改善事業(交付金事業)

介護事業主に対して、介護労働者の雇用管理の改善、福祉の増進に係る手法に関する相談援助及び介護労働関係情報等の総合的な収集・提供を行う。

(1) **相談援助**

主に小規模事業所や開業間もない介護事業所に対して、個々の事業所の課題を把握し、必要な情報の提供や相談援助を行う。課題に応じて社会保険労務士、中小企業診断士、経営コンサルタント等の専門家に、また、介護労働者の健康確保に関する専門的な相談については、医師・看護婦等に委嘱して実施。

主な相談事例:賃金や労働時間への不満等により従業員の離職の常態化を改善したい。

効果:事業所の実態に合わせ新給与体系作成の援助をすることにより、離職率の減少につなげている。

	26年度	27年度
雇用管理相談援助(インストラクター)	68,377件	79,143件
雇用管理コンサルタント相談援助	1,636件	1,945件
ヘルスカウンセラーによる健康相談	1,339件	1,433件

	25年度	26年度	27年度
相談援助を受けた事業所の離職率	13.0%	12.2%	12.6%
全産業平均	15.6%	15.5%	—%
介護職種平均	16.6%	16.5%	—%

(2) **介護雇用管理改善の好事例の情報提供(雇用管理サポートシステム)**

雇用管理改善に関する好事例等の情報を入手できるほか、事業主が自ら雇用管理改善についての簡易な診断を行うことができるシステムをホームページ上で運営。

(3) **介護労働実態等調査**

雇用管理改善に資する基礎資料として、事業所における介護労働の実態及び介護労働者の就業の実態等を調査・把握する。

能力開発事業(交付金事業)

介護労働者にならうとする者に対して、必要な知識及び技能を習得させるための訓練や、キャリア形成に積極的に取り組む介護事業者や介護労働者に対する相談援助等を実施する。

(1) **介護労働講習**

実務者研修を主な内容とする講習(450時間+α)

離転職者を対象。平成28年度から実務経験をもって介護福祉士試験を受験する者に義務づけられる「実務者研修」の内容に、より実践的な技術に関するカリキュラムや就職支援を付加した講習を全国で実施。

介護労働講習実績	26年度(実務者研修)	27年度(実務者研修)
実施回数/受講者数	47回/1,683人	47回/1,566人
就職率	92.6%	92.7%

※「介護職員基礎研修」は、平成24年度末をもって、「訪問介護員1級養成研修」と統合され、「実務者研修」に一本化された。

※平成24年度は、44都道府県で介護職員基礎研修を実施し、3道府県で実務者研修をモデル事業として実施。(実績:実施回数3回/受講者数147人)

(2) **研修コーディネート事業**

介護労働者の職業キャリア形成の支援等を促進するため、介護事業主及び介護労働者に対し、キャリアパス作成のための相談助言や研修計画の作成支援、啓発セミナー等を行う。

研修コーディネート事業実績		27年度実績
個別相談援助件数		2,226件
能力開発啓発セミナー	開催回数	94回
	参加事業所数/参加者数	2,130社/2,671人
	受講者満足度(従業員のキャリア形成に取組みたいと回答した事業主)	92.9%

介護労働懇談会(交付金事業)

介護人材の確保、定着、育成のため、地域の介護関係の行政機関、民間団体等が参集して、介護労働の現状と課題、展望等について情報を共有し、地域の実情に応じた役割や分担の検討を行うための場としてプラットフォームを平成25年度に設置し運営している。

構成員は、行政機関(労働局、ハローワーク、都道府県等)、介護関係団体(社会福祉協議会等)等からなり、介護労働安定センター各支部が事務局を務める。

自主事業

(1)雇用管理改善事業

ア 介護労働シンポジウムの開催

介護労働者の雇用管理等について、広く介護関係者に対して普及・啓発を行うこととして、「介護の日」(11月11日)に関連して開催する。

イ 雇用管理責任者講習

雇用管理に責任を有する者を対象に、介護労働者の募集・採用、就業規則等について講習を実施し、介護労働者の雇用管理の改善を図る。(平成28年度受託)

ウ 雇用管理改善促進事業

雇用管理を通じた「魅力ある職場づくり」の必要性やメリット等について相談支援等を通じて広く普及・啓発するとともに、制度導入等の具体的な取組を促進、雇用管理改善を推進し、人材の確保を図る。(平成28年度44支部(所)で実施)

エ 事業者支援セミナー

介護事業所の事業主等を対象とした雇用環境改善のためのセミナーで、雇用管理及び経営の改善に必要な情報を提供し、知識を習得させる。(27年度実績:2,483人)

主なテーマ:介護事業所の賃金・労働時間管理、介護事故等のトラブル防止等のリスク管理

オ 介護労働者及びケア・ワーカーに対する事故や傷害など、不慮の事態に備えた補償制度

傷害補償制度(感染症見舞金制度を含む) 賠償責任補償制度 個人情報漏えい保険制度

(2)能力開発事業

介護事業者が求める多様な研修

介護労働者のスキルアップ研修、事業所ニーズに応じたオーダーメイドの出前講習、介護福祉士資格取得に必須の実務者研修及び同行援護従事者養成研修等の専門的な研修、自治体等から受託した基礎的な研修まで、あらゆるニーズに対応した研修を実施。

研修内容	27年度実績
基礎的な研修(自治体等から受託した初任者研修等の求職者等を対象とした研修)	27回 463人 (初任者研修15回 263人、実務者研修12回 200人)
介護労働者のスキルアップ研修 (短期専門講習、各種準備講習等)	486回 19,577人
事業所のニーズに応じたオーダーメイドの研修を事業所に出かけて行う出前講習(ケアサポート講習)	433回 15,872人
専門的な研修 (喀痰吸引等研修、同行援護従事者養成研修、認知症介護実践者研修、医療的ケア50時間、医療的ケア教員講習会等)	137回 2,346人 (研修123回 2,116人、講習会14回 230人)
合計	1,083回 38,258人

(3)介護支援事業

ア 出版物の刊行・販売

介護労働者の資質向上、雇用管理改善に資するために書籍・DVDの発行、情報誌の刊行を行う。

イ 介護事業者ホームページ支援

事業周知、人材確保の支援のため、事業所のホームページ作成を支援。

賛助会員数 (平成28年3月末現在)

2,739会員 (うち、法人会員 2,377法人 個人会員 362名)

働きやすい 働きがいのある 職場づくり



(公財)介護労働安定センターでは、厚生労働省平成26年度雇用管理改善支援委託事業により、『介護の雇用管理改善 CHECK & DO 25』を作成しました。

「職員が働きやすい・働きがいのある職場づくり」に重要な取り組みを、チェックリストで自己点検するところから始まり、その解説と改善の取り組みの考え方や方法を整理したものです。

『介護の雇用管理改善 CHECK&DO25』



平成 26 年度 雇用管理改善促進事業（厚生労働省委託事業）

雇用管理改善チェックリストを次ページに掲載してあります。
まずは自己点検でチェックしてみましょう！

自己点検後、雇用管理改善に関する相談がある場合は
雇用管理コンサルタント相談(無料)をご利用ください！！



◎雇用管理コンサルタント相談◎

・社会保険労務士、中小企業診断士等が対応します。

相談例: 人事制度導入、賃金体系、就業規則の見直し、教育訓練、福利厚生、助成金制度 など

チェックスタート⇒次ページへ

**介護労働安定センター各支部(所)では、
雇用管理改善のための各種支援を行っています。**

□ 支部(所)一覧

都道府県名	郵便番号	所在地	電話番号	F A X 番号
北海道	〒060-0061	札幌市中央区南一条西6-4-19 旭川信金ビル5階	011-219-3157	011-219-3158
青森	〒030-0861	青森市長島1-3-17 阿保歯科ビル4階	017-777-4331	017-777-4335
岩手	〒020-0871	盛岡市中ノ橋通1-4-22 中ノ橋106ビル4階	019-652-9036	019-652-9037
宮城	〒984-0051	仙台市若林区新寺1丁目2番26号 小田急仙台東口ビル7階	022-291-9301	022-291-9302
秋田	〒010-0061	秋田市卸町4-6-47 第一レインボウビル3階	018-853-5177	018-853-5178
山形	〒990-0041	山形市緑町1-9-30 緑町会館1階	023-634-9301	023-634-9300
福島	〒960-8031	福島市栄町10-21 福島栄町ビル6階	024-523-1871	024-523-1876
茨城	〒310-0021	水戸市南町3-4-10 水戸FFセンタービル6階	029-227-1215	029-227-1216
栃木	〒320-0026	宇都宮市馬場通り4-3-7 馬場通り四丁目ビル5階	028-643-6445	028-643-6448
群馬	〒371-0022	前橋市千代田町1-14-1 橋詰広瀬川ビル2階	027-235-3013	027-235-3014
埼玉	〒330-0055	さいたま市浦和区東高砂町2番5号 NBF浦和ビル4階	048-813-2551	048-813-2552
千葉	〒260-0013	千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6階	043-202-1717	043-202-1833
東京	〒116-0002	東京都荒川区荒川7-50-9 センターまちや5階	03-5901-3061	03-5901-3062
神奈川	〒231-0007	横浜市中区弁天通6-79 港和ビル8階	045-212-0015	045-212-0016
新潟	〒950-0916	新潟市中央区米山2-4-1 木山第3ビル6階	025-247-1963	025-247-1964
富山	〒930-0857	富山市奥田新町8番1号 ボルファートとやま8階	076-444-0481	076-444-0425
石川	〒920-0907	金沢市青草町88番地 近江町いちば館5階	076-260-1561	076-260-1562
福井	〒910-0006	福井市中央1丁目3番1号 加藤ビル6階	0776-25-1365	0776-25-4706
山梨	〒400-0025	甲府市朝日1-3-12 倉金ビル甲府北口2階	055-255-6355	055-255-6356
長野	〒380-0836	長野市南県町1082 KOYO南県町ビル5階	026-232-0898	026-232-0906
岐阜	〒500-8113	岐阜市金園町1-3-3 クリスタルビル2階	058-264-6846	058-264-6848
静岡	〒420-0837	静岡市葵区日出町2-1 田中産商第一生命共同ビル2階	054-252-0222	054-252-0122
愛知	〒450-0003	名古屋市中区区名駅南2-14-19 住友生命名古屋ビル14階	052-565-9271	052-565-9272
三重	〒514-0009	津市羽所町513 サンヒルズ2階	059-225-5623	059-225-5633
滋賀	〒520-0043	大津市中央3-1-8 大津第一生命ビル10階	077-527-2029	077-527-2039
京都	〒600-8389	下京区大宮通四条下ル四条大宮町2番地 日本生命四条大宮ビル4階	075-802-3237	075-822-3238
大阪	〒540-0033	大阪市中央区石町2-5-3 労働センター(エル・おおさか)南館12階	06-4791-4165	06-4791-4166
兵庫	〒651-0084	神戸市中央区磯辺通2-2-10 one knot trades BLD8階	078-242-5321	078-242-5322
奈良	〒630-8115	奈良市大宮町4-266-1 三和大宮ビル2階	0742-35-2701	0742-35-2707
和歌山	〒640-8317	和歌山市北出島1-5-46 和歌山県労働センター3階	073-436-9160	073-436-9170
鳥取	〒680-0846	鳥取市扇町116 田中ビル2号館2階	0857-21-6571	0857-21-6572
島根	〒690-0003	松江市朝日町498 松江センタービル9階	0852-25-8302	0852-25-8303
岡山	〒700-0904	岡山市北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15階	086-221-4565	086-221-4572
広島	〒730-0013	広島市中区八丁堀7-2 JDS八丁堀ビル6階	082-222-3063	082-222-3703
山口	〒753-0824	山口市穂積町1-2 リバーサイドマンション山陽Ⅱ2階	083-920-0926	083-920-0930
徳島	〒770-0835	徳島市藍場町1-5 徳島第一ビル5階	088-655-0471	088-655-0463
香川	〒760-0019	高松市サンポート2-1 高松シンボルトワー9階	087-826-3907	087-826-3908
愛媛	〒790-0001	松山市一番町1-14-10 井手ビル4階	089-921-1461	089-921-1477
高知	〒780-0870	高知市本町4-2-52 オカバ高知ビル9階	088-871-6234	088-871-6248
福岡	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2-5-19サンライフ第3ビル4階	092-414-8221	092-414-8222
佐賀	〒840-0816	佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル8階	0952-28-0326	0952-28-0328
長崎	〒850-0057	長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル 新館6階	095-828-6549	095-828-6589
熊本	〒860-0806	熊本市中央区花畑町1-1 三井生命熊本ビル2階	096-351-3726	096-351-3756
大分	〒870-0035	大分市中央町2-9-24 三井生命大分ビル9階	097-538-1481	097-538-1486
宮崎	〒880-0802	宮崎市別府町3-1 宮崎日赤会館3階	0985-31-0261	0985-31-0335
鹿児島	〒890-0064	鹿児島市鴨池新町6-6 鴨池南国ビル10階	099-255-6360	099-255-6361
沖縄	〒900-0016	那覇市前島3-25-5 とまりん(アネックスビル)1階	098-869-5617	098-869-5618



公益財団法人 介護労働安定センター

〒116-0002 東京都荒川区荒川 7-50-9 センターまちや 5階

TEL 03-5901-3041(代) FAX 03-5901-3042

URL <http://www.kaigo-center.or.jp/>

CHECK&DO25 (事業主自己チェック用)

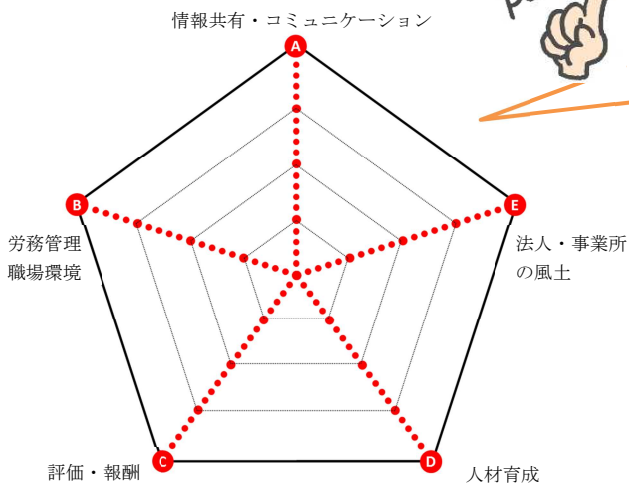
あなたの法人・事業所の雇用管理の状況はどうなっているでしょうか。
下記のチェックリストで現在の雇用管理状況を確認してみましょう。

			あてはまる	どちらかという あてはまる	どちらかという あてはまらない	あてはまらない	合計
A 情報共有・コミュニケーション	1	理念やビジョン、方針を職員に対し周知・徹底している	4	3	2	1	
	2	年度事業計画と目標を職員に対し明確に示している	4	3	2	1	
	3	記録・報告、ミーティング等で、職員間での情報共有を徹底している	4	3	2	1	
	4	自法人・事業所を取り巻く環境や今後の課題について話し合う機会を設けている	4	3	2	1	
	5	現場からのアイデアや意見・提案を吸い上げる機会を設けている	4	3	2	1	
B 労務管理・職場環境	6	仕事と育児などの生活との調和等、個人の事情に配慮した支援を行っている	4	3	2	1	
	7	業務内容や量に対応できる適切な人員を確保している	4	3	2	1	
	8	勤務時間や仕事の内容で過重な負担を強くないようにしている	4	3	2	1	
	9	有給休暇の取得推進や福利厚生面の整備など、労働環境の整備・改善を行っている	4	3	2	1	
	10	職員一人ひとりの心身の健康に配慮している	4	3	2	1	
C 評価・報酬	11	仕事の役割や責任の範囲、必要な能力等を明確に示している	4	3	2	1	
	12	一人ひとりの果たすべき役割や目標について話し合いを行っている	4	3	2	1	
	13	仕事ぶりや能力について評価し、面談によるフィードバックを行っている	4	3	2	1	
	14	仕事ぶりや能力について評価し、何らかの処遇改善（賞与、一時金、報奨金、賃金改定等）につなげている。	4	3	2	1	
	15	賃金の決め方・上げ方をルール化し、明確に示している	4	3	2	1	

		あてはまる	どちらかというとはまる	どちらかというとはまらない	あてはまらない	合計	
D 人材育成	16	職員のスキルアップのための研修方針があり研修を行っている	4	3	2	1	
	17	外部の講習会や資格取得等のために支援を行い、職員のスキルアップを行っている	4	3	2	1	
	18	新人に対する教育（OJTや新人研修等）を体系的に行っている	4	3	2	1	
	19	管理職層やリーダー層育成のための教育に力を入れている	4	3	2	1	
	20	将来のキャリアについて、支援（相談、研修等）やアドバイスを行っている	4	3	2	1	
E 法人・事業所の風土	21	挨拶・声かけ、認める・ほめるといった組織風土がある	4	3	2	1	
	22	職員が、自由にアイデアや意見を言える組織風土がある	4	3	2	1	
	23	新しいアイデアを取り入れたり、難しい課題に取り組んだりする組織風土がある	4	3	2	1	
	24	質の高いケアへの意識や向上心を持つ職員を育てる組織風土がある	4	3	2	1	
	25	自主性を尊重し、現場に任せ、それを支援する組織風土がある	4	3	2	1	



A~E 各領域の合計点を左のレーダーチャートに記入すると、現在の雇用管理状況が見えてきます。



事業所名		
所在地		
サービス種別		
ご担当者 連絡先	(フリガナ) 氏名	
	電話番号	

魅力ある職場づくりに取り組む介護事業主の皆さまへ

職場定着支援助成金のご案内

～介護福祉機器助成コース、介護労働者雇用管理制度助成コース～

I 介護福祉機器助成コース

「職場定着支援助成金（介護福祉機器助成コース）」は、介護事業主が介護福祉機器を導入し、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

助成金の概要

A

機器導入助成：介護福祉機器の導入費用の25%（上限150万円）

介護事業主が、介護労働者の身体的負担を軽減するために、新たに介護福祉機器を導入し、適切な運用を行うことにより、労働環境の改善がみられた場合、**機器導入助成（介護福祉機器の導入費用の25%（上限150万円））**を支給します。

B

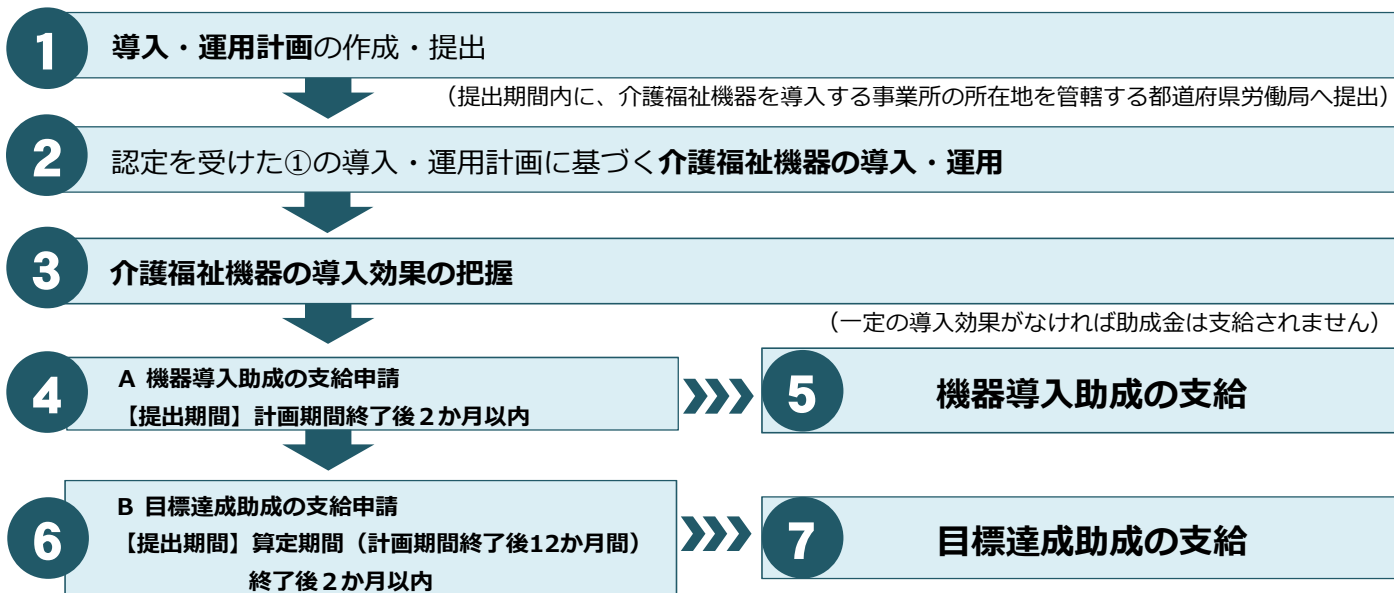
目標達成助成：介護福祉機器の導入費用の20%（上限150万円）

介護福祉機器の適切な運用を経て従業員の離職率の低下が図られた場合に**目標達成助成（介護福祉機器の導入費用の20%（生産性要件を満たした場合は35%）（上限150万円））**を支給します。

助成金の対象となる介護福祉機器

1. 移動・昇降用リフト
2. 自動車用車いすリフト ※福祉車両の場合は本体を除いたリフト部分のみ。
3. エアーマット ※体位変換機能を有するものに限る。
4. 特殊浴槽 ※リフトとともに稼働するもの。側面が開閉可能なもの。
5. ストレッチャー ※入浴用に使用するもの以外は昇降機能が付いているものに限る。

助成金支給までの流れ



Ⅱ 介護労働者雇用管理制度助成コース

「職場定着支援助成金（介護労働者雇用管理制度助成コース）」は、介護分野における人材不足を解消するため、介護事業主が介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備などを通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合に助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

助成金の概要

A

制度整備助成：50万円

介護事業主が介護労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備（職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるものの整備）を行い、実施した場合に**制度整備助成（50万円）**を支給します。

B

目標達成助成（第1回）：57万円

Aに加え、賃金制度の適切な運用を経て、介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了1年経過後に**目標達成助成（第1回）（57万円（生産性要件を満たした場合は72万円））**を支給します。

C

目標達成助成（第2回）：85.5万円

Bに加え、賃金制度の適切な運用を経て、介護労働者の離職率に関する目標を達成した場合、計画期間終了3年経過後に**目標達成助成（第2回）（85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円））**を支給します。

助成金の対象となる賃金制度

助成金の対象となる賃金制度とは、介護労働者の職場への定着を促進するために、職務、職責、職能、資格、勤続年数等に応じて階層的に定めるもの（一労働者に対して単一の額を定めるものを除く。）をいいます。

原則として、雇用する全ての介護労働者について適用されている必要があります。

助成金支給までの流れ

1

介護賃金制度整備計画の作成・提出

（提出期間内に、本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出）

2

認定を受けた①の計画に基づく制度を整備し、すべての介護労働者に実施

（労働協約または就業規則に明文化することが必要）

3

A 制度整備助成の支給申請

【提出期間】計画期間終了後の2か月以内

4

制度整備助成の支給

5

B 目標達成助成(第1回)の支給申請

【提出期間】第1回算定期間（計画期間終了後12か月間）終了後2か月以内

6

目標達成助成（第1回）の支給

7

C 目標達成助成(第2回)の支給申請

【提出期間】第2回算定期間（第1回算定期間終了後24か月間）終了後2か月以内

8

目標達成助成（第2回）の支給

※助成金は、厳正な支給審査の上、支給・不支給を決定します。

職場定着支援助成金には上記以外にも、魅力ある職場づくりに取り組む事業主の皆様にご利用いただける「雇用管理制度助成コース」や「保育労働者雇用管理制度助成コース」があります。

手続きなどの詳細、詳しい支給のための要件、ご不明な点は、厚生労働省HPをご覧くださいか、最寄りの都道府県労働局にお問い合わせください。

◆インターネットでの検索

職場定着支援助成金

検索